

神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第41号

神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立博物館条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(特別利用券) 第 4 条 [略] 2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>大学生</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>一般</td><td>4,000円</td></tr></tbody></table> 備考 [略] 3～10 [略]	区分	料金	大学生	2,000円	一般	4,000円	(特別利用券) 第 4 条 [略] 2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>大学生</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>一般</td><td>3,000円</td></tr></tbody></table> 備考 [略] 3～10 [略]	区分	料金	大学生	1,500円	一般	3,000円
区分	料金												
大学生	2,000円												
一般	4,000円												
区分	料金												
大学生	1,500円												
一般	3,000円												

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。